

## 北陸信越工学教育協会規程の改正（案）について

### 1. 改定理由

令和2年6月19日開催の日工教定時社員総会にて、日本工学教育協会学校正会員団体会費が、令和3年度より、1口年間7万円から1口年間8万円に値上げすることが承認されたことに伴い、北陸信越工学教育協会規程第32条の2第2号の規定について改正を行うもの。

### 2. 施行日

令和3年 月 日(書面会議承認日)から施行し、令和3年4月1日から摘要する。

## 北陸信越工学教育協会規程（改正案）

## 第1章 総則

第1条 本会は北陸信越工学教育協会と称する。

第2条 本会の事務所は会長の所在地に置く。

第3条 本会は地域内の各県に支部を置く。

## 第2章 目的及び事業

第4条 本会は工学に関する大学及び高等専門学校相互並びに大学と高等専門学校と産業界との連絡を密にし、大学及び高等専門学校における工学教育の振興を図り、我が国産業の発展に寄与することを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 工学教育に関する研究及び調査
- (2) 工学教育に関する研究集会の開催
- (3) 工学教育機関並びに産業界との連絡及び協力
- (4) 社団法人日本工学教育協会との連絡及び協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組織及び会員

第6条 本会は次の地域内の会員をもって組織する。  
長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県

第7条 会員を分けて個人会員と団体会員とする。

第8条 個人会員は大学・高等専門学校における工学教育に関心を有し、次の各号の一に該当するもの。

- (1) 大学・高等専門学校の教員及び職員
- (2) 事業会社、団体及び官公庁の幹部及び職員
- (3) その他本会の趣旨に賛意を表する者

第9条 団体会員は大学・高等専門学校における工学教育に関心を有し、次の各号の一に該当するもの。

- (1) 大学及び高等専門学校
- (2) 事業会社及び官公庁
- (3) その他本会の趣旨に賛意を表する団体

第10条 個人会員として入会しようとする者は、会員1人の紹介で、所定の入会申込書を会長に提出するものとする。

第11条 団体会員として入会しようとする者は、会員1人の紹介で、所定の入会申込書に代表会員氏名を記入して会長に提出するものとする。

第12条 本会は必要に応じ、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の組織及び運営に関する事項は、理事会が定める。

## 第4章 役員及び職員

第13条 本会に次の役員を置く。

- |       |            |
|-------|------------|
| (会 長) | 1人         |
| (副会長) | 2人         |
| (理 事) | 10人以上20人以内 |
| (監 事) | 2人         |

2 役員の任期は2年として、再選を妨げない。

第14条 会長は本会を代表して会務を統理し、理事会・評議員会及び総会の議長となる。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

第16条 理事は会務を処理する。

第17条 監事は会計監査をする。

第18条 本会の事務を処理するため幹事及び事務職員を置くことができる。

2 幹事及び事務職員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

## 第5章 評議員及び顧問

第19条 本会に評議員若干人を置く。

2 任期は2年とし、再選を妨げない。

第20条 評議員は収支決算、収支予算、財産目録その他重要な事項を審査する。

第21条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応ずる。

## 第6章 公益社団法人日本工学教育協会の役員等

第22条 会長は、公益社団法人日本工学教育協会の依頼に応じて、理事及び各種委員を紹介するものとする。

## 第7章 選挙

第23条 役員、評議員は別に定める選挙規程により選出する。

第24条 選挙規程は理事会の議をもってこれを定める。

## 第8章 会議

第25条 会議を分けて総会、評議員会及び理事会とする。

第26条 総会を分けて通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回会長がこれを招集する。

## 資料 5

3 臨時総会は会長が必要と認めたととき及び評議員の過半数の要求があったとき会長がこれを招集する。

第27条 毎年の予算及び決算、その他重要な事項は、評議員会の議を経て通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

第28条 総会は会員過半数の出席がなければ成立しない。ただし、委任状はこれを認める。

第29条 評議員会及び理事会は必要に応じて会長がこれを招集する。ただし、緊急又は重要でないとき会長が認めた事項については書面応答をもってその決議に代えることができる。

第30条 会議の議事はすべて出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第9章 会計

第31条 本会の経費は会費その他によってまかなう。

第32条 会員の会費は次のとおりとする。

(1) 第8条各号に規定する個人会員

年額 1,000円

(2) 第9条(1)に規定する団体会員

年額 50,000円

(3) 第9条(2)及び(3)に規定する団体会員

年額 1口 2,000円

第32条の2 公益社団法人日本工学教育協会に加入している会員の会費は、前条に規定する会費に次の年額を加算した金額とする。

(1) 前条(1)に規定する個人会員

年額 4,000円

(ただし、Web割引制度適用者は、3,000円、シニア割引制度適用者は、2,000円)

(2) 前条(2)に規定する団体会員

年額 ~~70,000円~~80,000円

(3) 前条(3)に規定する団体会員

年額 20,000円

第33条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

### 第10章 規程の変更及び解散

第34条 本会の規程は会員過半数の同意がなければ変更することができない。

第35条 本会の解散は総会を開き、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 第11章 雑則

第36条 本会運営上の細則については理事会の議を経て別に定めることができる。

### 附 則

1 本規程は昭和27年6月21日から有効とする。

2 この規程の改正は、昭和38年6月15日から適用する。

3 この規程の改正は、昭和47年4月1日から適用する。

4 この規程の改正は、昭和48年4月1日から適用する。

5 この規程の改正は、昭和49年4月1日から適用する。

6 この規程の改正は、昭和50年6月1日から適用する。

7 この規程の改正は、昭和54年4月1日から適用する。

8 この規程の改正は、昭和56年6月22日から適用する。

9 この規程の改正は、平成3年6月13日から適用する。

10 この規程の改正は、平成5年6月10日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

11 この規程の改正は、平成6年6月16日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

12 この規程の改正は、平成7年6月8日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

13 この規程の改正は、平成8年6月13日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

14 この規程の改正は、平成17年5月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

15 この規程の改正は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

16 この規程の改正は、平成21年5月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

17 この規程の改正は、平成23年5月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

18 この規程の改正は、平成25年5月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

19 この規程の改正は、令和3年月日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 2021年度からの学校正会員団体会費の値上げについて

消費税増税に伴う学校正会員団体会費の値上げについて、第1回日本工学教育協会(以後「日工教」という。)理事会(5月15日開催)で承認され、日工教定時社員総会(6月19日開催)で承認されたものです。

以下に、日工教定時社員総会で提案された変更理由を明記します。

北陸信越工学教育協会規程第32条の2第2号で、日工教に加入する団体会費が規定されており、金額の修正が必要となります。この規程の改正は、令和3年5月開催の理事会・総会で諮ります。

### 第3号議案： 会員規程の改正（消費税増税に伴う学校正会員団体会費の値上げ）

#### 1. 変更の理由

消費税が2014年7月および昨年10月に増税されましたが、日工教では2005年度以来、会費の値上げは行っており負担が蓄積しています。消費税増税は、一般企業と異なり、学協会では収入全体に占める会費収入割合で仕入れ税額控除ができない(消費税の受取と支払の相殺ができない)ため影響が大きく、日工教では2回の増税で年間150万円程度の負担となっています。

本負担増を個人、団体すべての会員種別で一律にまかなうことは、会費額に端数がつき好ましくないため、今回の会員規程の改正は値上げ率等も考慮し、学校正会員団体会費について、来年度(2021年度)より1口7万円から1口8万円に1万円値上げするものです。

# 学校正会員会費値上げの背景

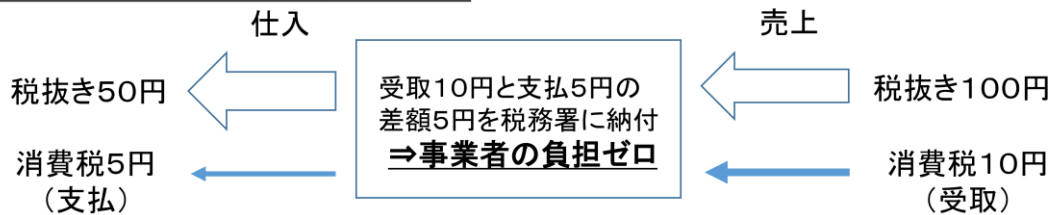
## — 消費税増税の影響を吸収するために —

### 概要

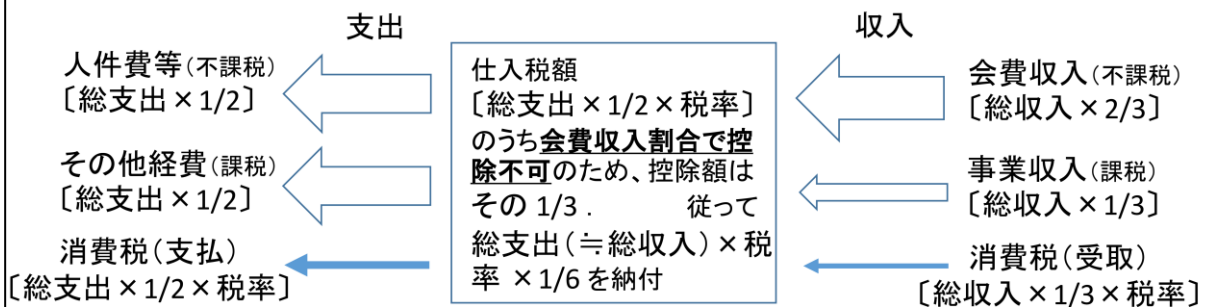
- 学協会、特に日本工学教育協会では、消費税増税の影響が大きい。  
理由：収入における会費収入の割合で、仕入れ税額控除ができないため
- 2014年の5%から8%への増税の影響も蓄積しており、消費税の影響に見合う会費値上げ(総額200万円程度)を検討したい。
- 種々の会費について増税影響分を一律に値上げすることは、会費に端数がつく等好ましくないので、特定の会費を選択して行う。  
198校の学校正会員団体会費値上げを(7万円⇒8万円)願います。
- 会費値上げは、2020年6月総会承認後、2021年度会費から。
- 上記に合わせ、団体会員メリット向上、経費節減をさらに検討する。

### 消費税増税の影響

#### 一般の事業者(100円の商品の例)



#### 学協会(特に日工教の場合)



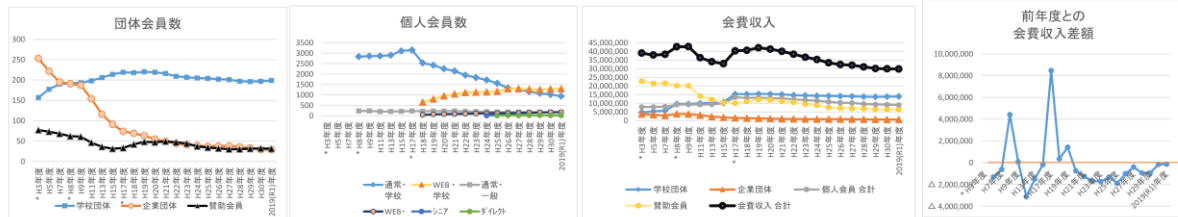
- 納税に加え、元々消費税の支払超過があるため、総支出(≒総収入) × 税率 × 1/3 ⇒ 4500万円 × 消費税率 × 1/3 が消費税による負担額(10%では150万円/年)となります

会費収入 推移

2020年3月31日 現在

年度	正会員														賛助会員		会費収入 合計		
	団体会員				個人会員										会員数	会費収入	会員数	会費収入	
	学校団体	企業団体	通商・学校	通商・一般	WEB・学校	WEB・一般	シニア	リフレク	個人会員 合計	正会員 合計									
会員数	単価	会費収入	会員数	単価	会費収入	会員数	単価	会費収入	会員数	単価	会費収入	会員数	単価	会費収入	会員数	単価	会費収入	前年度との差額	
● H3年度	157		4,710,000	253		3,795,000						3129	7,822,500	3539	16,327,500	77	22,899,279	¥39,026,779	
H5年度	177	¥30,000	5,310,000	222	¥15,000	3,330,000						3147	7,867,500	3546	16,507,500	73	21,399,691	¥37,907,191	△ 1,320,000
H7年度	190		5,700,000	195		2,925,000						3228	8,070,000	3813	16,695,000	68	21,600,000	38,295,000	△ 624,200
● H8年度	192		9,600,000	191		3,820,000	2831	229				3060	9,180,000	3443	22,600,000	62	20,100,000	42,700,000	4,405,000
H9年度	193	¥50,000	9,650,000	187	¥20,000	3,740,000	2860	234				3094	9,282,000	3474	22,672,000	61	20,100,000	42,772,000	72,000
H11年度	198		9,800,000	154		3,080,000	2864	201	¥3,000			3065	9,195,000	3417	22,175,000	46	14,200,000	36,375,000	△ 3,127,000
H13年度	206		10,300,000	116		2,320,000	2906	207				3113	9,339,000	3435	21,959,000	36	12,100,000	34,059,000	△ 1,506,000
H15年度	214	¥50,000	10,700,000	91		1,820,000	3108	210				3318	9,954,000	3623	22,474,000	31	10,400,000	32,874,000	△ 1,770,000
● H17年度	219		15,330,000	74		1,480,000	3153	227				3380	13,520,000	3673	30,330,000	33	10,000,000	40,330,000	8,470,000
H18年度	218		15,260,000	69		1,380,000	2532	210		654	45	3441	13,065,000	3728	29,705,000	42	10,975,000	40,680,000	350,000
H19年度	220		15,400,000	63		1,260,000	2424	230		804	70	3528	13,238,000	3811	29,898,000	48	12,200,000	42,098,000	1,418,000
H20年度	219		15,330,000	55		1,100,000	2254	225		953	78	3510	13,009,000	3784	29,439,000	47	11,900,000	41,339,000	△ 759,000
H21年度	216		15,120,000	49		980,000	2146	227		1045	83	3501	12,876,000	3766	28,976,000	49	11,100,000	40,076,000	△ 1,263,000
H22年度	209		14,630,000	44		880,000	1948	215		1113	95	3371	12,276,000	3624	27,786,000	47	10,600,000	38,386,000	△ 1,690,000
H23年度	207		14,490,000	41	¥20,000	820,000	1829	202		1131	108	3270	11,841,000	3518	27,151,000	44	9,500,000	36,651,000	△ 1,735,000
H24年度	205	¥70,000	14,350,000	39		780,000	1718	194	¥4,000	1141	119	3180	11,444,000	3424	26,574,000	37	8,750,000	35,324,000	△ 1,327,000
H25年度	204		14,280,000	37		740,000	1553	179		1167	131	3060	10,864,000	3301	25,884,000	34	7,550,000	33,434,000	△ 1,890,000
H26年度	202		14,140,000	38		760,000	1335	174		1288	123	2954	10,313,000	3194	25,213,000	32	7,200,000	32,413,000	△ 1,021,000
H27年度	201		14,070,000	38		760,000	1267	182		1297	134	2918	10,183,000	3157	25,013,000	30	7,000,000	32,013,000	△ 400,000
H28年度	197		13,790,000	36		720,000	1155	174		1270	144	2783	9,660,000	3016	24,170,000	30	6,900,000	31,070,000	△ 943,000
H29年度	196		13,720,000	33		660,000	1078	172		1259	157	2703	9,341,000	2932	23,721,000	31	6,400,000	30,121,000	△ 949,000
H30年度	197		13,790,000	29		580,000	1018	166		1282	172	2675	9,189,000	2901	23,559,000	32	6,400,000	29,959,000	△ 162,000
2019(R1)年度	199		13,930,000	29		580,000	942	172		1,293	175	2,622	8,957,000	2,850	23,467,000	31	6,350,000	29,817,000	△ 142,000

\*は値上げ実施年



2. 変更の内容

会員規程第6条および別添の様式2（学校正会員入会申込書）の一部を以下のように変更いたします。

現行	変更案
<p>第6条 会員は毎年会費を年度内に納入しなければならない。</p> <p>2 入会金は徴収しない。</p> <p>3 会費は会員種別に応じて次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>①個人正会員…… 4,000円</p> <p>但し、Web割引制度適用者（印刷された「工学教育」誌の配布を受けない者、Web会員と称する）は3,000円とする。</p> <p>なお個人正会員である期間が5年以上勝つ当該年度期首時点で満67歳以上である会員（シニア会員と称する）がWeb割引制度の適用を申請する場合は2,000円とする。</p> <p>②団体</p> <p>(i)学校正会員……1口 70,000円 1口以上</p> <p>(ii)企業正会員……1口 20,000円 1口以上</p> <p>(2) 賛助会員</p> <p>1口 100,000円 1口以上</p> <p>(3) 名誉会員</p> <p>会費は徴収しない。</p>	<p>第6条 会員は毎年会費を年度内に納入しなければならない。</p> <p>2 入会金は徴収しない。</p> <p>3 会費は会員種別に応じて次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>①個人正会員…… 4,000円</p> <p>但し、Web割引制度適用者（印刷された「工学教育」誌の配布を受けない者、Web会員と称する）は3,000円とする。</p> <p>なお個人正会員である期間が5年以上勝つ当該年度期首時点で満67歳以上である会員（シニア会員と称する）がWeb割引制度の適用を申請する場合は2,000円とする。</p> <p>②団体</p> <p>(i)学校正会員……1口 80,000円 1口以上</p> <p>(ii)企業正会員……1口 20,000円 1口以上</p> <p>(2) 賛助会員</p> <p>1口 100,000円 1口以上</p> <p>(3) 名誉会員</p> <p>会費は徴収しない。</p>
<p>附則</p> <p>この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。</p> <p>平成22年3月24日改正（平成22年3月24日理事会議決）</p>	<p>附則</p> <p>この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。</p> <p>平成22年3月24日改正（平成22年3月24日理事会議決）</p> <p>この規程は、2021年4月1日から施行する。</p>
<p>別添様式2（学校正会員入会申込書）</p> <p>会員口数 (1口 年間70,000円) 口</p>	<p>別添様式2（学校正会員入会申込書）</p> <p>会員口数 (1口 年間80,000円) 口</p>

(下線部分は変更・挿入箇所を示しています)